

特集

生殖医療の保険適用の 実際 II

企画者のことば

末岡 浩*

2022年4月から生殖医療の健康保険適用が開始されたことは、これまで自費の患者負担で行われてきた生殖医療に対して、政府を挙げて協力体制が整い始めたことの証左とも理解できます。この医療に対する社会の認識が高まったことを、医療者である多くの産婦人科医も、治療を受ける患者とともに感謝の念をもって受け止めていると思います。その一方で、これまで以上に襟を正して医療を提供する認識を高めなくてはならないことも事実です。国民が供出した医療費から支払われる、いわば曖昧さや無駄が許されない医療であるからです。菅政権の公約から急遽施行された制度改正によって、行政も、またそれ以上に医療現場を司る医療機関に大きな混乱が予想され、実務における対応も、Q & Aの説明文書が作られたり、学会などの媒体を通じて意見交換がされるなど、事前に詳細な準備がなされてきました。それでも基本ルールでは解釈しづらい様々な事例や疑問が生じてきたことも事実です。最終的には保険審査の過程のなかで明確になってきた治療内容への判断も、徐々に集積されてきました。

保険診療化への過程のなかで実施されてきた

特定不妊治療助成金によって医療費助成が行われてきた制度とは異なり、混合診療が認められないわが国の医療制度では、保険適用とならない治療に関する制限や、自費診療とならざるを得ない治療費の課題も発生しています。この課題に対して、新たな技術を用いた医療内容を先進医療として申請し、時限的ではあっても承認されれば混合診療として認められる先進医療の制度も設けられています。この分野には多くの新技術の開発と導入が行われ、保険による医療の付加価値として期待している医療者も少なくありません。その一方で、医療費の財源の課題も考慮が必要で、新技術の効果や安全性へのエビデンスを求められることについても理解が必要です。

本企画では現段階での生殖医療にかかわる保険診療の実際について、臨床医が理解しやすい実務的な解説書として取り上げ、2巻に分けて発刊に至りました。診療を行う上で混乱を防ぎ、安心して医療に貢献できるための書となれば幸いです。

※ 本誌は前号(2023年5月号)「生殖医療の保険適用の実際 I」との連続特集となります。

* Kou Sueoka 慶應義塾大学医学部臨床遺伝学センター